

倉敷市立連島中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめ認知件数は、ここ数年5～10件程度で推移している。主な原因として人間関係のこじれが原因となる誹謗中傷などのトラブルや、LINE・SNS上での書き込みやなりすましなどが挙げられる。

・日々の指導の中で生徒と関わる時間を大切に、題材や資料等を工夫しながらの道徳教育・人権教育の充実に努め、自分たちの身のまわりに起きる様々な問題を自分たちで考え、主体的に改善・解決し、互いに認め、支え合える集団づくりに取り組んでいく。また、インターネットなど最新の技術の利便性と、その裏に潜む危険性やトラブルの可能性にも目を向けられるよう、情報モラル教育の推進にも取り組んでいく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・『いじめとは心理的または物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの』と定義されていて、いじめに該当するか否かの判断は、表面的・形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立って行われるものである。」という認識のもと、次のとおり全教職員で共通理解する。

①いじめの防止

いじめは人権を侵害する行為であるという理解を促し、全教職員は日々の生徒との関りにおいて深い信頼関係を築くことで、生徒の豊かな人間関係、思いやりの心、主体的に自らをより良い方向へ導く力の育成に努める必要がある。

②いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい環境を整備すると同時に、全教職員がささいな異変であっても敏感に察知し、状況に応じて積極的にいじめとして認知していく必要がある。

③いじめへの対処

いじめの疑いがある場合、安全を確保した上で双方に事情を確認し、早急に教職員が連携して組織的に対応する必要がある。また、状況に応じて関係機関との連携も必要となる。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会や保護司の会・民生委員会などの協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・各種たよりやポスター、いじめ問題等の相談窓口や学校の教育相談窓口などの紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・未然防止のための環境づくり、早期発見のための相談・通報の窓口、いじめへの対応として、情報の収集と共有、記録、組織的に対応するための中核、対処後の被害・加害生徒に対する対応状況の確認

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・アンケート結果や週1回の生徒指導部会で報告を受け必要があれば随時開催する。

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・直後の職員朝礼で全職員に周知、緊急の場合は即時。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外：スクールカウンセラー、PTA会長
- ・校内：校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、人権教育担当

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・県教育委員会 倉敷市教育委員会
- ・水島警察署 健全育成対策室
- ・倉敷市青少年育成センター
- ・倉敷児童相談所・少年サポートセンター
- ・スクールソーシャルワーカー

〈連携の内容〉

- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

〈学校側の窓口〉

- ・教頭
- ・生徒指導主事
- ・生徒支援コーディネーター

学 校 が 実 施 す る 取 組

①いじめの未然防止

【教員研修】

- ・職員会議や職員研修を通して、学級経営や教科指導、生徒指導に関する指導力向上に努める。

【生徒会活動】

- ・いじめについて考える週間で、いじめ防止の意識向上標語を作る。

【情報モラル教育】

- ・ネット上のいじめ・トラブルを防止するために、情報機器を適切に利用できる力を身につけるための取組、防犯教室などを実施する。

【集団づくり】

- ・グッドビヘイビヤカード等を用い、互いの人格を認め、思いやりの心をもって支え合う関係性の充実に努める。

②いじめの早期発見

【実態把握】

- ・月に1～2回のアンケート実施や年3回の教育相談実施、生活ノートを活用してのコミュニケーションなどにより、生徒の様子や状況把握に努める。
- ・日々のきめ細かなコミュニケーションや観察により、生徒の様子や表情の変化を敏感に察知すると同時に、情報収集を行う。

【相談体制の確立】

- ・スクールカウンセラーや相談受付窓口について生徒や保護者に積極的に周知し、全教職員がきめ細かい声かけを行い、生徒がいつでも相談しやすい体制を整える。

【情報共有】

- ・生徒の気になる変化や言動があった場合、家庭との連携を図り、教職員でも速やかに情報の共有に努める。

③いじめへの対処

【いじめの有無の確認】

- ・早急にいじめの有無の確認・調査を行う。

【いじめへの組織的対応の検討】

- ・いじめ対策委員会の開催により、その後の対応・指導の流れを検討する。必要に応じて警察等関係機関とも連携する。

【いじめられた生徒への対応】

- ・いじめられた生徒の安全及び心のケアを最優先とし、保護者への支援にも努める。

【いじめた生徒への対応】

- ・「いじめは絶対に許されない」ということを念頭に、双方の人格発達への配慮をしつつ保護者の協力を得ながら、毅然とした態度で指導にあたる。

【いじめの解消】

- ・いじめられた生徒への影響を与える行為が3か月以上止んでいるとともに、心身に苦痛を感じていないことを確認する。